

審決取消請求事件

[平成29年8月8日判決（知財高裁） 平成29年（行ケ）第10034号](#)

キーワード：文字と図形からなる結合商標の要部認定

担当 弁理士 駒場大視

### 1. 事案の概要

本件は、原告が出願した商標について拒絶査定を受けたことから、不服審判請求をしたところ、請求は成り立たない旨の審決がされたので、原告がその取消しを求める事案である。

### 2. 結論

請求棄却

### 3. 本件商標



商 標 :

指定商品 : 「第25類 被服, ガーター, 靴下止め, ズボンつり, バンド, ベルト, 履物, 仮装用衣服, 運動用特殊衣服, 運動用特殊靴」  
後に補正して「第25類 被服」

出願番号 : 商願2015-74154

出願日 : 平成27年 7月22日

### 4. 不服審判の審決の概要

本願商標は、登録商標である別紙記載の引用商標1～4と類似し、また、本願商標の指定商品『被服』は、引用商標1～3の指定商品と同一又はそれに含まれるものであり、引用商標4の指定役務と類似するから、商標法4条1項11号に該当し、商標登録を受けることができない。

### 5. 争点

商標法4条1項11号の該当性

## 6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

### （1）本願商標について

本願商標は、円輪郭内の上部に目と思しき小さい黒塗りの縦長楕円形を二つ並べ、その下に口と思しき両端上がりの弧線を描いた図形（本願図形）と、その円輪郭の右下部分にわずかに重なるように、筆記体で右上がりに横書きした『H a r v e y B a l l』の文字からなるものである。そして、本願図形は、一見して人の笑顔を簡潔、かつ、象徴的に表現したものと認識されるものであり、本願商標中の主要部を構成上占めているのに対し、その図形部分に若干重なるように表された『H a r v e y B a l l』の文字部分については、ありふれた筆記体で書されている上、図形部分に比してかなり小さく表示されている。また、本願図形と文字部分はわずかに重なるが、文字部分によって隠された図形部分の円輪郭線は全体の4分の1にも満たない上、『H a r v e y』と『B a l l』の文字部分の間に外縁部の円弧の一部が見えていることもあいまって、本願商標からはその図形部分の円輪郭線を明確に認識することができる。

以上からすると、本願商標は、その構成中の本願図形を分離、抽出して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとはいえず、本願商標の構成中、視覚上、最も強く印象に残るのは、本願図形であるということが出来るから、本願商標と引用商標との類否判断に際して、本願図形を要部として取り出すことができるというべきである。

### （2）引用商標について

ア 引用商標1は、円輪郭内の上部に目と思しき小さい黒塗りの縦長楕円形を二つ並べ、その下に口と思しき両端上がりの弧線を描いてなるものであり、そのような外観的特徴から、簡潔、かつ、象徴的に人の笑顔を描いたものであることを印象付けるものである。



引用商標1

<登録第2353908号商標>

イ 引用商標2は、円輪郭内の上部に目と思しき小さい黒塗りの縦長楕円形を二つ並べ、その下に口と思しき両端上がりの弧線を描いてなる図形を表し、その上部に『L O V E E A R T H』の文字を上向き弧状に表してなるものである。そして、その図形部分と文字部分は上下に段を異にし、間隔を置いて配置されていることから、視覚上分離して認識されるものである。また、文字部分は全体として『地球を愛する』程度の意味合いを認識させる（乙12）ものの、それ自体が、人の笑顔を簡潔、かつ、象徴的に描いたものと認識される図形部分と、直接的な観念上のつながりがあるということとはできない。

そうすると、引用商標2は、その構成における図形部分と文字部分とを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとはいえず、本願商標と引用商標との類否判断に際して、視覚上、最も強く印象に残る図形部分を要部として取り出すことができるというべきである。



引用商標 2

<登録第4805259号商標>

ウ 引用商標 3 は、円輪郭内の上部に目と思しき小さい黒塗りの縦長楕円形を二つ並べ、その中には瞳を思わせる白抜きの点を配し、その下には口と思しき両端上がりの弧線を描いてなるものであり、そのような外観的特徴から、簡潔、かつ、象徴的に描いた人の笑顔であることを印象付けるものである。



引用商標 3

<登録第4871727号商標>

### (3) 本願商標と引用商標 1～3 との類否

本願図形と、引用商標 1～3 の図形部分を比較すると、これらはいずれも、互いに円輪郭、円輪郭内部に配された二つの小さい黒塗りの縦長楕円形及びその下方に配した両端上がりの弧線を基本的な構成要素とし、これらによって円形の顔に目と口を有する人の笑顔を、簡潔かつ、象徴的に描写したものと看取される点において外観的な印象を共通にするから、類似するものと認められる。細部において相違する点があることは、この判断を左右するものではない。

したがって、本願商標と引用商標 1～3 は、類似するものと認められる。

なお、仮に、本願商標や引用商標 1～3 がハーベイ・ボールの創作に係るマークと認識されることがあるとしても、そのことは、本願商標と引用商標 1～3 との類似性に関する上記判断を左右するものではなく、本願商標が『H a r v e y B a l l』の文字部分を含むとしても変わるものではない。

### (4) 本願商標と引用商標 1～3 の各指定商品

本願商標の指定商品は、『被服』であるところ、引用商標 1～3 の指定商品は、「被服」又はそれを含むものであるから、指定商品は同一である。

### (5) 小括

以上によると、本願商標は、商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当するから、引用商標 4 について判断するまでもなく、登録を受けることができない。

以上